

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会
第8回火工品検討ワーキンググループ
議事要旨

日時：令和3年2月26日（金曜日）10時00分～11時30分

場所：Web会議による実施

出席者

新井委員、飯田委員、熊崎委員、畑中委員

議題

- (1) 針なし注射器用アクチュエーターに用いる点火具及びガス発生器の適用除外について
- (2) その他

議事概要

(1) 針なし注射器用アクチュエーターに用いる点火具及びガス発生器の適用除外について

(委員)

点火具のみをアクチュエーターに取り付ける場合は、どのような用途に使用されるのか。

(説明者)

人体の表皮に打つのか、筋肉側に打つのかによって火薬の量を調整することとなる。火薬の量が少なくて済む場合は、点火具のみで作動させる場合がある。

(委員)

点火具の点火薬にかぶせているものは何か。

(説明者)

SUS製のカップと、カバーをかぶせている。

(委員)

資料1の14ページにある自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いる点火具について、点火薬にかぶせているものはSUS製のカップだけか。

(説明者)

そのとおり。

(委員)

USCAR の基準をクリアしているとのことだが、今回の申請は用途が異なる。アクチュエーターを使用する環境として USCAR の基準を満たしていることが、必要十分であることの説明があったほうが良いのではと思う。

(説明者)

USCAR スペックに対して、車の環境と診療室の環境をイメージしたときに、車の環境よりもマージンがあるという点を資料に追記する。

(委員)

輸送分類の区分は何か。

(説明者)

同じ仕様の自動車用火工品については UN1.4S を受けている。

(委員)

耐用年数 15 年の根拠は何か。

(説明者)

点火具、ガス発生器ともに、自動車メーカーから指定された試験をクリアしており、この試験にクリアすることで 15 年として設定している。アクチュエーターに使用する場合は、常温に近い温度範囲で使用、保管とされるので、車の使用よりも温度条件は良く、15 年で十分と考えている。

(委員)

未使用品の追跡はするのか。耐用年数を超過したものは返却されるか。

(説明者)

サンプルについてはシリアル管理をしている。契約により、未使用品は返却してもらうこととなる。耐用年数を超過したものは返却される。

(委員)

短絡装置はダイセルから出荷するときに装備されるのか。

(説明者)

ガス発生器を組み立てる時点で短絡させる部品を装着し、短絡した状態で出荷する。

(2) その他

特になし。

お問合せ先

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話 : 03-3501-1870

FAX : 03-3501-6565